



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）… 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）… 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・3件（村づくり計画課）…………… 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）…………… 7
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）…………… 7
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）…………… 7
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 8
- 都市計画事業の変更の認可・6件（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 10
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）… 10

### 公 告

- 補正予算の公表・2件（財政課）…………… 11
- 鳥獣保護事業計画の決定（自然保護課）…………… 11
- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件（新産業振興課）…………… 11
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課）…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課）…………… 13
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立総合教育センター）…………… 15

### 訓 令

- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 15
- 沖縄県介護扶助適正化支援員設置規程（福祉・援護課）…………… 18
- 沖縄県訓練委託先開拓員設置規程を廃止する訓令（労政能力開発課）…………… 19

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 19

## 告 示

### 沖縄県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問介護事業所かない	宮古島市平良字下里1748番地7	平成24年1月31日

## 2 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地	平成23年12月31日

## 3 短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
西平医院	那覇市泊1丁目17番地1	平成24年2月1日

## 4 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地	平成24年12月31日

## 5 介護予防短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
西平医院	那覇市泊1丁目17番地1	平成24年2月1日

## 沖縄県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲井眞弘多

## 1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
石垣島徳洲会病院訪問介護事業所	石垣市字大浜446番地1	平成23年12月1日
訪問介護事業所いちょう	豊見城市字根差部421番地3根差部一番館103号室	平成24年1月1日
訪問介護事業所結心	宮古島市平良字西里1090番地12	平成24年2月1日
訪問介護事業所つわぶき	沖縄市久保田一丁目10番3号	平成24年2月8日

## 2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局牧港店	浦添市牧港四丁目2番17号101	平成24年1月19日
そうごう薬局安里店	那覇市字安里397番地1	平成24年2月1日

## 3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンターかたばる	恩納村字恩納6302番地	平成24年1月1日
デイサービス安樹	那覇市首里末吉町3丁目13番地1	平成24年1月1日

株式会社なまくまデイサービスセンター前島	那覇市前島2丁目18番17号	平成24年1月25日
茶話本舗デイサービスT A O西原	浦添市西原一丁目36番3号	平成24年1月26日
すこやかデイサービスセンター	宮古島市伊良部字佐和田1725番地1	平成24年2月1日

## 4 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地	平成24年1月4日

## 沖縄県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲井真弘多

## 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
株式会社なまくま指定居宅介護支援事業所なまくま	那覇市泊2丁目25番地2	平成24年1月25日
ケアプランセンターすみれ	那覇市長田1丁目13番53号	平成24年2月1日

## 沖縄県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲井真弘多

## 1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
石垣島徳洲会病院訪問介護事業所	石垣市字大浜446番地1	平成23年12月1日
訪問介護事業所いちょう	豊見城市字根差部421番地3根差部一番館103号室	平成24年1月1日
訪問介護事業所つわぶき	沖縄市久保田一丁目10番3号	平成24年2月8日

## 2 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局泡瀬店	沖縄市泡瀬四丁目38番19号	平成24年1月19日
すこやか薬局牧港店	浦添市牧港四丁目2番17号101	平成24年1月19日
すこやか薬局宮城店	浦添市宮城四丁目6番1号	平成24年1月19日
そうごう薬局安里店	那覇市字安里397番地1	平成24年2月1日

## 3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
-----------	------------	-------

東風平第一医院	八重瀬町字友寄42番地	平成23年10月 1 日
デイサービスセンターかたばる	恩納村字恩納6302番地	平成24年 1月 1 日
デイサービス安樹	那覇市首里末吉町 3 丁目13番地 1	平成24年 1月 1 日
株式会社なまくまデイサービスセンター前島	那覇市前島 2 丁目18番17号	平成24年 1月25日

4 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地	平成24年 1月 4 日

沖縄県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
本部町指定介護予防支援事業所	本部町字東 5 番地	平成23年 9月 1 日

沖縄県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり兼簡段土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	阿嘉利光	うるま市字兼簡段162番地
理事	亀谷英雄	うるま市字兼簡段803番地
理事	島袋勤	うるま市字兼簡段194番地
理事	田場盛市	うるま市字兼簡段792番地
理事	比嘉忠	うるま市字兼簡段175番地
理事	比嘉正秀	うるま市字兼簡段37番地
理事	田場清勇	うるま市字兼簡段197番地
監事	阿嘉利明	うるま市字兼簡段168番地
監事	田場新善	うるま市字兼簡段1407番地

任期 平成23年 4月 1 日から平成25年 3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	金城孝	うるま市字兼簡段641番地 1

理事	金城俊邦	うるま市字兼筒段229番地
理事	島袋昇	うるま市字兼筒段169番地 2
理事	古謝安雄	うるま市字兼筒段778番地
理事	金城盛孝	うるま市字兼筒段447番地 1
理事	金城築太	うるま市字兼筒段280番地 2
理事	平安名兼康	うるま市字兼筒段114番地
監事	当銘行雄	うるま市字兼筒段200番地
監事	田場親光	うるま市字兼筒段275番地

### 沖縄県告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市名城土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新垣清昌	糸満市字糸満2049番地の3 安里アパート302号
理事	新垣隆幸	糸満市字名城95番地
理事	新垣喜広	糸満市字名城155番地
理事	伊敷正光	糸満市字名城246番地
理事	稲福智昭	糸満市字小波蔵91番地
理事	伊敷真睦	糸満市字小波蔵151番地の1
理事	玉城哲弘	糸満市字糸洲325番地の2
理事	中村伸次	糸満市西崎六丁目4番13号コンコース501号
理事	伊礼親孝	糸満市字喜屋武112番地
理事	稲福保	糸満市字喜屋武170番地
理事	大嶺信政	糸満市字喜屋武337番地
理事	前門嘉明	糸満市西崎町三丁目146番地
監事	伊敷吉則	糸満市字名城100番地
監事	伊敷裕	糸満市字小波蔵121番地
監事	吉門正信	糸満市西崎二丁目19番6号

任期 平成24年 3月1日から平成26年 2月28日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新垣清昌	糸満市字糸満2049番地の3 安里アパート302号

理事	新垣隆幸	糸満市字名城95番地
理事	新垣喜広	糸満市字名城155番地
理事	伊敷正光	糸満市字名城246番地
理事	稲福智昭	糸満市字小波蔵91番地
理事	伊敷真睦	糸満市字小波蔵151番地の1
理事	玉城哲弘	糸満市字糸洲325番地の2
理事	中村伸次	糸満市西崎六丁目4番13号コンコース501号
理事	伊礼親孝	糸満市字喜屋武112番地
理事	稲福保	糸満市字喜屋武170番地
理事	大嶺信政	糸満市字喜屋武337番地
理事	前門嘉明	糸満市西崎町三丁目146番地
監事	伊敷吉則	糸満市字名城100番地
監事	伊敷裕	糸満市字小波蔵121番地
監事	吉門正信	糸満市西崎二丁目19番6号

#### 沖縄県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市米須土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城信栄	糸満市字米須418番地
理事	山城芳雄	糸満市字米須80番地
理事	久保田朝明	糸満市字米須180番地
理事	久保田盛栄	糸満市字米須146番地
理事	山里健	糸満市字米須38番地
理事	大田真二	糸満市字米須85番地
理事	徳元彰	糸満市字米須138番地
理事	福元良雄	糸満市字米須204番地
理事	仲宗根保正	糸満市字米須1144番地
理事	玉城肇	糸満市字米須421番地の3
監事	山城昭次郎	糸満市字米須101番地
監事	金城哲男	糸満市字米須183番地
監事	玉城昇	糸満市字大度41番地



任期 平成24年3月8日から平成26年3月7日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城信栄	糸満市字米須418番地
理事	山城芳雄	糸満市字米須80番地
理事	久保田朝明	糸満市字米須180番地
理事	久保田盛栄	糸満市字米須146番地
理事	山里健	糸満市字米須38番地
理事	大田真二	糸満市字米須85番地
理事	徳元彰	糸満市字米須138番地
理事	福元良雄	糸満市字米須204番地
理事	仲宗根保正	糸満市字米須1144番地
理事	玉城肇	糸満市字米須421番地の3
監事	山城昭次郎	糸満市字米須101番地
監事	金城哲男	糸満市字米須183番地
監事	玉城昇	糸満市字大度41番地

### 沖縄県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北大東村江崎第2地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地処分をした。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市西東地区（村づくり交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第57号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成8年1月19日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成8年沖縄県告示第57号及び平成15年沖縄県告示第284号の事業地のうち那覇市首里汀良町3丁目並びに首里石嶺町1丁目及び2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

---

**沖縄県告示第177号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第355号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 石垣市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・5・19号二中北通り線
  - 3 事業施行期間 平成19年5月22日から平成28年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 平成19年沖縄県告示第355号の事業地のうち石垣市字登野城大榎地内において事業地を変更する。
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更
- 

**沖縄県告示第178号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 那覇市、石垣市、宮古島市、本部町、南大東村、久米島町、竹富町及び与那国町
    - (2) 基本測量を実施した期間 平成23年6月10日から平成24年2月29日まで
    - (3) 作業種類 基本測量（基本重力測量）
  - 2 (1) 基本測量を実施した地域 東村
    - (2) 基本測量を実施した期間 平成23年6月10日から平成24年2月29日まで
    - (3) 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 

**沖縄県告示第179号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第421号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 名護都市計画公園事業
    - (2) 名称 5・5・1号21世紀の森
  - 3 事業施行期間 昭和51年12月6日から平成29年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 変更なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
- 

**沖縄県告示第180号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和62年沖縄県告示第952号で認可した



那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・浦2号浦添カルチャーパーク
- 3 事業施行期間 昭和62年12月18日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第175号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 八重瀬町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 東1号西部プラザ公園
- 3 事業施行期間 平成4年2月25日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第520号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 浦1号クニンドーの森公園
- 3 事業施行期間 平成10年6月19日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第436号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 八重瀬町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 4・3・東2号長田門原公園
- 3 事業施行期間 平成15年5月23日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第184号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第395号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 浦2号牧港緑地
- 3 事業施行期間 平成19年6月12日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成19年沖縄県告示第395号の事業地のうち浦添市港川一丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

---

**沖縄県告示第185号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 那覇市宇栄原南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 那覇市宇古波蔵394番地の1
- 3 施行地区 那覇市宇宇栄原松川原、久真安良原、津真原及び我半田原並びに豊見城市宇我那覇後原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和53年3月16日から平成27年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和53年3月9日
- 6 変更の内容 組合の事務所の所在地を「那覇市宇古波蔵394番地の1」から「那覇市宇宇栄原995番地の1」に変更する。
- 7 変更認可の年月日 平成24年3月7日

---

**沖縄県告示第186号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一般地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一般地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 名護市大北三丁目4680番2、4716番、4718番及び4721番

- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成24年 3月12日 沖縄県指令士第159号

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年3月9日県議会の議決を経た補正予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

地方自治法（昭和22年法律第67号）第177条第3項の規定により、計上した補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第6号）**

平成23年度沖縄県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

**第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正**

**歳 出**

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8 土 木 費		75,985,620	578,864	76,564,484
	5 都 市 計 画 費	14,553,952	578,864	15,132,816
13 諸 支 出 金		40,753,079	△ 578,864	40,174,215
	4 財 政 調 整 基 金 積 立 金	11,366,503	△ 578,864	10,787,639
歳 出 合 計		636,463,103	0	636,463,103

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間における第11次鳥獣保護事業計画を定めた。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境生活部自然保護課において縦覧に供する。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 四重極－飛行時間型質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部新産業振興課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成24年 3月 6日
- 4 落札者の名称及び所在地 西川計測株式会社沖縄営業所 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 落札金額 53,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年 1月24日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 MALDI－飛行時間型質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部新産業振興課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成24年 3月 6日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社協和理研 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原397番地の1
- 5 落札金額 63,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年 1月24日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年 2月23日
- (2) 商号名 三喜産業
- (3) 代表者名 桑畑喜一郎
- (4) 所在地 うるま市字塩屋354番地の23
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第10902号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年 2月 2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年 2月23日
- (2) 商号名 進建興業株式会社
- (3) 代表者名 比嘉盛光
- (4) 所在地 うるま市字宮里202番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第11605号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年 2月 3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年 2月24日
- (2) 商号名 有限会社島土木
- (3) 代表者名 島袋信男
- (4) 所在地 名護市字辺野古827番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第3478号、沖縄県知事 許可（般-18）第3478号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成24年 1月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成24年 3月 5日  
(2) 商号名 有限会社上間工業  
(3) 代表者名 山川宗徹  
(4) 所在地 沖縄市字古謝888番地 1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第10283号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年 2月 6日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成24年 3月 6日  
(2) 商号名 株式会社万田建設  
(3) 代表者名 山城善孝  
(4) 所在地 名護市字屋部204番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第6452号、沖縄県知事 許可(般-23) 第6452号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年 2月15日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年 3月 6日  
(2) 商号名 コンクリートカットコーリング株式会社  
(3) 代表者名 宮城学  
(4) 所在地 那覇市字国場1164番地19  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19) 第8503号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年 2月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年 3月 6日  
(2) 商号名 有限会社琉創建設  
(3) 代表者名 玉寄實  
(4) 所在地 うるま市字田場1792番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第9433号、沖縄県知事 許可(般-22) 第9433号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年 2月22日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年 3月 6日  
(2) 商号名 有限会社明建設  
(3) 代表者名 島尻勝一  
(4) 所在地 宮古島市平良字松原534番地 6  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19) 第1953号、沖縄県知事 許可(般-19) 第1953号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可並びに建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年 2月23日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、管工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多



- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年7月19日 沖縄県指令土第707号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂65番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名3番地オアシスシリイ宜保105号 宮城圭一
- 5 検査済証番号 平成24年3月8日 第2966号
- 6 工事完了年月日 平成24年2月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年2月15日 沖縄県指令土第54号、平成24年2月10日 沖縄県指令土第80号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字掛保久288番ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字伊集208番地 社会医療法人かりゆし会 理事長 安里哲好
- 5 検査済証番号 平成24年3月8日 第2967号
- 6 工事完了年月日 平成24年2月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月28日 沖縄県指令土第979号、平成24年2月21日 沖縄県指令土第112号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 粟国村字西番屋原1548番ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 粟国村字東367番地 粟国村長 新城静喜
- 5 検査済証番号 平成24年3月12日 第2968号
- 6 工事完了年月日 平成24年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年7月29日 沖縄指令土第728号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄796番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部142番地1 南風原第一団地10-403 熊野雅秀、南風原町字本部142番地1 南風原第一団地10-403 熊野米子
- 5 検査済証番号 平成24年3月12日 第2969号
- 6 工事完了年月日 平成24年2月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年10月13日 沖縄県指令土第834号、平成23年11月21日 沖縄県



指令士第974号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字仲順前原337番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字喜舎場298番 1 比嘉成和
- 5 検査済証番号 平成24年 3月13日 第2970号
- 6 工事完了年月日 平成24年 2月18日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年 3月23日

沖縄県立総合教育センター所長 喜 納 眞 正

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置及び設定業務を含む。） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市与儀三丁目11番 1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年 2月 7日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社コンピュータ沖縄 沖縄県うるま市宇州崎 7番地 7
- 5 契約金額 61,949,664円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号

## 訓 令

### 沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成 8 年沖縄県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「禁鋼」を「禁鋼」に改める。

第 10 条（見出しを含む。）中「給与」を「給料」に改める。

第 21 条を第 22 条とし、第 16 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 15 条第 4 号中「含む」の次に「。以下同じ」を、「のため」の次に「又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため」を、「5 日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）」を加え、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 16 条とする。

(5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において 5 日（要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合にあっては、10 日）

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

第 14 条第 8 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同条を第 15 条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(通勤費用相当額)

**第11条** 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる非常勤職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤（非常勤職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。以下同じ。）するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者（第3号に掲げる者を除く。） 当該交通機関の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額又は平均1か月当たりの通勤所要回数分の回数券の価額のうち最も低廉となるものを平均1か月当たりの通勤所要回数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で総務部長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（次号に掲げる者を除く。） 別表第2の距離区分欄に掲げる距離に応じ同表の額欄に掲げる額

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 利用する交通機関の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者 前2号に定める額

イ 第1号に定める額が第2号に定める額以上である者（アに掲げる者を除く。） 第1号に定める額

ウ 第1号に定める額が第2号に定める額未満である者（アに掲げる者を除く。） 第2号に定める額

2 勤務した日のうち通勤が片道のみである場合には、前項の額に2分の1を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

3 非常勤職員は、新たに任用された場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合には、通勤届（第3号様式）により、その通勤の実情を速やかに所属長に届け出なければならない。

4 通勤費用相当額は、これを受けている非常勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から支給額を改定する。ただし、通勤費用相当額を増額して改定する場合は、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から改定する。

5 所属長は、現に通勤費用相当額の支給を受けている非常勤職員について、第1項の要件を満たしているかどうか及び通勤費用相当額が適正であるかどうかを、当該非常勤職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別表第1行政職給料表の項中「810円」の次に「（東京都特別区の公署に勤務する者にあつては950円、大阪府大阪市の公署に勤務する者にあつては930円、愛知県名古屋市の公署に勤務する者にあつては900円）」を加える。

別表第2中「（第14条関係）」を「（別表第15条関係）」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

**別表第2**（第11条関係）

距離区分(片道)	額
5キロメートル未満	110円
5キロメートル以上10キロメートル未満	260円
10キロメートル以上15キロメートル未満	410円
15キロメートル以上20キロメートル未満	560円
20キロメートル以上25キロメートル未満	710円

25キロメートル以上30キロメートル未満	850円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,130円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,250円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,340円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,450円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,550円
60キロメートル以上65キロメートル未満	1,640円
65キロメートル以上70キロメートル未満	1,740円
70キロメートル以上	1,900円

第3号様式中「(第20条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を第4号様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

**第3号様式 (第11条関係)**

通 勤 届

年 月 日提出

所属長		勤務公署名	
殿		所在地	
氏名	印	平均1か月当たりの通勤所要回数	
住所			

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程第11条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由(該当する□にレ印を付する。)

- 新規
- 住居の変更
- 通勤経路又は方法の変更
- 運賃の負担額の変更
- その他( )

- 直前の届出の区間と同一の区間がある。  
(該当する区間に係る順序欄の□にレ印を付する。)

(届出の理由が生じた日)  
年 月 日

順序	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 <input type="checkbox"/>		住居から( 経由 ) まで	・ km	分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から( 経由 ) まで	・ km	分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から( 経由 ) まで	・ km	分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から( 経由 ) まで	・ km	分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から( 経由 ) まで	・ km	分		円	

	から ( 経由) まで	・ km	分	円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等				総 通 勤 距 離	km
				総 所 要 時 間	分

記入上の注意及び添付書類

- 1 「平均1か月当たりの通勤所要回数」欄には、常勤の職員と同様の勤務形態の場合は21回と記入する。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、バス等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1か月）、回数券等の別を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 6 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 7 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入する。
- 8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- 9 届出を行う場合は、通勤届に次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 住民票その他居住地を証明する書類
  - (2) 運賃の負担を証明する領収書等（自動車等を使用することを常例とする者を除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、この訓令の施行の前日から引き続き任用されている非常勤職員で、当該任用に係る任用期間が満了していない者については、当該任用期間が満了する日までの間、なお従前の例による。ただし、当該任用期間をこの訓令の施行の日以後に更新する場合にあっては、当該更新された期間についてはこの限りでない。

沖縄県訓令第11号

福 祉 保 健 部

沖縄県介護扶助適正化支援員設置規程を次のように定める。

平成24年 3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県介護扶助適正化支援員設置規程

(設置)

**第1条** 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく介護扶助の適正化に関する事務を適正かつ円滑に行うため、沖縄県中部福祉保健所及び沖縄県南部福祉保健所に沖縄県介護扶助適正化支援員（以下「介護扶助支援員」という。）を置く。

(身分)

**第2条** 介護扶助支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** 介護扶助支援員は、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画（以下「居宅介護支援計画」という。）及び同条第6項に規定する介護予防支援計画（以下「介護予防支援計画」という。）の確認に関すること。
- (2) 要保護者（法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）の介護につき、介護扶助に優先して活用されるべき他の法律又は施策による給付の有無の調査に関すること。
- (3) 介護券（「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年 3月31日付け社援第825号）に規定する介護券をいう。）の発行に関すること。
- (4) 被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）の居宅介護支援計画及び介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認に関すること。
- (5) 前各号の業務に付随する業務に関し所長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 介護扶助支援員は、生活保護に関する事務について十分な知識を有し、かつ、前条に規定する職務

を行うに必要な能力を有するものうちから知事が委嘱する。

- 2 介護扶助支援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

**第5条** 介護扶助支援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** 介護扶助支援員の勤務場所は、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所とする。

- 2 介護扶助支援員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。
- 3 介護扶助支援員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

**第7条** 介護扶助支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 介護扶助支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 介護扶助支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 介護扶助支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

**第8条** 知事は、介護扶助支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 介護扶助支援員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、介護扶助支援員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 沖縄県訓令第12号

商 工 労 働 部

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県訓練委託先開拓員設置規程を廃止する訓令**

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程（平成16年沖縄県訓令第24号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月23日



沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 伊 江 朝 次

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「この場合において」の次に「、言語聴覚士は給料表の適用範囲に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号）第9条第6号臨床検査技師の規定の適用を」を加え、「施設管理技士は、」を「施設管理技士は」に、「適用を受けるものとし、看護補助員は、」を「適用を、看護補助員は」に改める。

別表第2病院事業医療職給料表(2)備考中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 言語聴覚士

別表第6第2項の表備考中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 言語聴覚士

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
---	---





県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 補正予算の要領



平成23年度沖繩県一般会計補正予算（第5号）

平成23年度沖繩県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に16,909,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ636,463,103千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。  
 （債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。  
 （地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	県	税	86,232,000	2,094,000	88,326,000		
		1 県民税	32,079,000	1,404,000	33,483,000		
		2 事業税	13,966,000	△ 700,000	13,266,000		
		3 地方消費税	12,314,000	1,147,000	13,461,000		
		4 不動産取得税	3,318,000	243,000	3,561,000		
2	地方消費税清算金		21,659,319	△ 237,739	21,421,580		
3	地方譲与		21,659,319	△ 237,739	21,421,580		
		1 地方消費税清算金	14,809,000	1,386,445	16,195,445		
		1 地方法人特別譲与税	14,075,000	1,386,445	15,461,445		
4	地方特例交付金		1,656,000	△ 123,985	1,532,015		
		1 地方特例交付金	1,656,000	△ 123,985	1,532,015		
5	地方交付税		203,241,106	4,207,238	207,448,344		
		1 地方交付税	203,241,106	4,207,238	207,448,344		
7	分担金及び負担金		1,085,246	228,898	1,314,144		
		2 負担金	1,007,504	228,898	1,236,402		
8	使用料及び手数料		9,396,279	△ 29,112	9,367,167		
		1 使用料	6,730,087	△ 2,389	6,727,698		
		3 証紙収入	2,405,377	△ 26,723	2,378,654		
9	国庫支出金		149,230,683	8,779,430	158,010,113		
		1 国庫負担金	41,018,251	35,331	41,053,582		
		2 国庫補助金	106,732,723	8,753,868	115,486,591		
		3 委託金	1,479,709	△ 9,769	1,469,940		
10	財産収入		2,244,563	1,162,571	3,407,134		
		1 財産運用収入	1,502,039	11,759	1,513,798		
		2 財産売却収入	742,524	1,150,812	1,893,336		
12	繰入金		39,246,279	△ 735,172	38,511,107		
		1 特別会計繰入金	375,134	△ 5,067	370,067		
		2 基金繰入金	38,871,145	△ 730,105	38,141,040		
13	繰越金		1,795,459	2,125,584	3,921,043		
		1 繰越金	1,795,459	2,125,584	3,921,043		
14	諸収入		22,103,377	△ 202,096	21,901,281		
		4 貸付金元利収入	13,439,338	△ 134,600	13,304,738		
		5 受託事業収入	684,920	△ 118,574	566,346		
		6 収益事業収入	5,060,000	55,078	5,115,078		
		8 雑収入	2,183,229	△ 4,000	2,179,229		

歳入	歳入	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 県			66,445,800	△ 1,746,900	64,698,900
	1 県	債	66,445,800	△ 1,746,900	64,698,900
歳入	合計		619,553,941	16,909,162	636,463,103

歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議	議会	費	1,440,386	△ 15,297	1,425,089
2 総務	総務	費	41,176,627	△ 253,339	40,923,288
		1 総務管理費	17,545,100	△ 163,779	17,381,321
		2 企画費	14,831,227	221,436	15,052,663
		3 徴税費	4,832,681	△ 350,000	4,482,681
		4 市町村振興費	1,073,727	31,113	1,104,840
		6 防災費	1,877,571	7,891	1,885,462
3 民生	民生	費	99,640,045	5,210,073	104,850,118
		1 社会福祉費	63,733,435	1,378,704	65,112,139
		2 児童福祉費	27,293,871	3,810,370	31,104,241
		3 生活保護費	8,552,633	5,093	8,557,726
		4 災害救助費	60,106	15,906	76,012
4 衛生	衛生	費	31,117,712	856,706	31,974,418
		1 公衆衛生費	8,577,993	1,318,340	9,896,333
		2 環境衛生費	2,274,944	△ 309,278	1,965,666
		3 環境保全費	1,562,443	△ 151,639	1,410,804
		4 保健所費	2,594,136	△ 50,846	2,543,290
		5 医薬費	7,675,196	50,129	7,725,325
5 労働	労働	費	8,582,104	2,919,545	11,501,649
		1 労働費	7,476,096	2,919,545	10,395,641
6 農林水産業	農林水産業	費	49,834,730	△ 1,453,596	48,381,134
		1 農業費	9,989,094	△ 287,515	9,701,579
		2 畜産費	2,232,639	△ 32,002	2,200,637
		3 農地費	27,647,137	△ 587,919	27,059,218
		4 林業費	2,396,641	40,020	2,436,661
		5 水産費	7,569,219	△ 586,180	6,983,039
7 商工	商工	費	26,063,350	462,936	26,526,286
		1 商業費	1,348,734	△ 4,000	1,344,734
		2 工鉱業費	20,023,109	466,936	20,490,045

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
8 土木費	1 土木管理費	77,722,549	△ 1,736,929	75,985,620
	2 道路橋りょう費	2,785,674	△ 193,831	2,591,843
	3 河川海岸費	32,655,807	△ 872,308	31,783,499
	4 港湾費	8,718,333	△ 2,088	8,716,245
9 警察費	5 都市計画費	7,923,210	40,144	7,963,354
	6 住宅費	15,195,515	△ 641,563	14,553,952
	7 空港費	4,949,377	△ 39,272	4,910,105
10 教育費	1 警察管理費	5,494,633	△ 28,011	5,466,622
	2 警察活動費	33,188,109	△ 303,299	32,884,810
11 教育費	1 警察管理費	30,119,082	△ 265,528	29,853,554
	2 警察活動費	3,069,027	△ 37,771	3,031,256
	1 教育総務費	151,184,588	△ 616,686	150,567,902
	2 小学校費	6,079,771	△ 259,777	5,819,994
	3 中学校費	48,606,488	△ 2,572	48,603,916
	4 高等学校費	29,892,213	180,860	30,073,073
	5 特別支援学校費	47,067,926	△ 499,850	46,568,076
	6 社会教育費	14,568,878	33,448	14,602,326
12 公債費	7 保健体育費	1,470,780	△ 48,155	1,422,625
	8 大学費	1,142,719	0	1,142,719
	1 公債費	2,355,813	△ 20,640	2,335,173
	2 公債費	67,725,007	△ 1,442,657	66,282,350
13 諸支出金	1 公債費	67,725,007	△ 1,442,657	66,282,350
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,471,374	13,281,705	40,753,079
	4 財政調整基金積立金	531,670	13,153	544,823
	5 県有施設整備基金積立金	28,013	11,338,490	11,366,503
	6 利子割交付金	722,708	858,342	1,581,050
	7 配当割交付金	369,192	20,646	389,838
	11 減債基金積立金	44,774	61,735	106,509
歳出	13 地方消費税交付金	425,598	22,239	447,837
	14 地方消費税清算金	10,882,070	△ 114,363	10,767,707
	15 特別会計等繰出金	12,195,779	1,058,457	13,254,236
	合計	619,553,941	16,909,162	636,463,103

第2表 繰越明許費補正			
(追加)	項	事業名	金額 千円
2 総務費	1 総務管理費	知事公舎維持管理費	1,149,886
		特定地域特別振興事業	12,222
	2 企画費	通信施設改修事業	5,327
		沖縄ライフイノベーション創出基盤強化事業	6,895
	6 防災費	試験研究費	958,513
		不発弾等処理事業	78,423
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備事業	878,617
		介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業	1,473
	2 児童福祉費	安心子ども基金事業	179,151
		保育所入所待機児童対策特別事業	179,151
4 衛生費	3 環境保全費	放射能調査費	3,703,197
		保健所費	183,743
	4 保健所費	保健所施設整備事業	173,743
		へき地診療所施設整備等補助事業	10,000
	5 医薬費	64,000	
6 農林水産業費	1 農業費	64,000	
	2 畜産業費	4,978,621	

款	項	事業名	金額 千円	
	3 農地費	畜産担い手育成総合整備事業	567,031	
		家畜保健衛生所建設事業	22,764	
			2,342,654	
		経営体育成基盤整備事業	106,565	
		水質保全対策事業	1,149,809	
		国営土地改良施設真栄里ダム管理事業	2,337	
		農業集落排水事業	242,570	
		村づくり交付金事業	196,844	
		県営通作条件整備事業	113,283	
		県営農地保全整備事業	89,185	
		団営農地保全整備事業	176,149	
		県営ため池等整備事業	135,354	
		団営ため池等整備事業	8,257	
		地すべり対策事業	91,297	
		団営中山間地域総合整備事業	31,004	
4 林業費			410,671	
	林業構造改善事業	27,480		
	造林奨励事業	30,000		
	治山事業	353,191		
		968,125		
	5 水産業費	漁港管理事業	2,000	
		指導監督事務事業	9,538	
		水産物供給基盤機能保全事業	153,650	
		漁村地域整備交付金事業	219,657	
		水産流通基盤整備事業	583,280	
			1,756,584	
	7 商工費	1 商業費		49,006
		県産品中国市場拡大戦略構築事業		49,006
	2 工鉦業費			1,707,578
		沖縄 I T 知の集積促進事業		889,651
スマートエネルギーアライアンス基盤構築事業			817,927	
8 土木費			16,990,289	

款	項	事業名	金額 千円	
	1 土木管理費	モノレール旭橋駅周辺地区再開発事業	62,000	
			62,000	
		2 道路橋りょう費		884,237
		公共事業事務費		83,000
		道路橋りょう調査事業		13,763
		公共道路計画調査事業		9,480
		道路台帳整備事業		21,449
		市町村道指導監督事務費		6,000
		公共交通安全事業統合補助		560,102
		県単交通安全施設整備事業		10,925
		無電柱化推進事業		13,550
		県単道路新設改良事業		54,466
		公共県代行事業		61,331
		沖縄都市モノレール道路整備事業		50,171
		3 河川海岸費		
河川事業			2,695,309	
河川総合開発事業			846,177	
県単河川改修事業			138,399	
海岸事業			494,438	
砂防事業			249,519	
地すべり対策事業			290,466	
急傾斜地崩壊対策事業			155,416	
自然災害防止事業(砂防等)			128,318	
海岸・砂防調査事業			56,811	
海岸・砂防維持事業			23,079	
			275,636	
4 港湾費			7,545	
港湾維持管理事業			7,545	
港湾調査事業			48,244	
県単港湾施設事業		28,610		
みなと振興事業		5,868		
港湾海岸維持管理事業		1,436		
港湾海岸調査事業		1,455		



款	項	事業名	金額 千円
		港湾海岸老朽化対策事業	178,730
		県単海岸施設事業	3,748
	5 都市計画画費		7,247,043
		都市計画策定事業	124,494
		都市整備指導監督事業	3,139
		組合等区画整理事業	113,868
		沖繩都市モノレール建設推進事業	223,182
		活力創出基盤整備総合交付金事業	5,591,589
		地域活力基盤創造交付金事業	47,065
		県単街路事業	13,765
		街路現況調査事業	1,523
		公園事業	1,128,418
	6 住宅費		2,119,863
		公営住宅指導監督事業	13,199
		住宅企画事業	38,135
		県営住宅建設事業	1,372,046
		住宅市街地総合整備事業	696,483
	7 空港費		1,323,578
		公共離島空港整備事業	791,991
		県単離島空港整備事業	531,587
9 警察費			274,337
	1 警察管理費		274,337
		警察庁舎等整備事業	75,413
		沖繩警察署新庁舎施設整備事業	198,924
10 教育費			6,048,534
	4 高等学校費		5,284,385
		一般管理運営事業	125,550
		定時制高等学校設備整備事業	13,317
		通信制高等学校編成整備事業	2,620
		高等学校施設改装・改修事業	51,600
		学校建設事業	5,091,298
	5 特別支援学校費		517,652

款	項	事業名	金額 千円
		施設整備事業	517,652
	7 保健体育費		246,497
		国体九州ブロック大会開催事業	21,440
		社会体育施設等管理運営事業	225,057
11 災害復旧費			460,667
	1 農林水産施設 災害復旧費		246,548
		農地農業用施設災害復旧事業	57,075
		県営林道施設災害復旧事業	76,329
		団体営林道施設災害復旧事業	48,168
		林地荒廃防止施設等災害復旧事業	64,976
	2 土木施設災害 復旧費		214,119
		河川等災害復旧事業	126,160
		河川等災害指導監督事務費	1,105
		港湾災害復旧事業	12,600
		県単港湾災害復旧事業	21,769
		都市災害復旧事業	30,000
		県単都市災害復旧事業	11,398
		空港施設災害復旧事業	11,087
	合計		35,502,964

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)		事項	期間	限度額	補正後限度額
		水産生産基盤整備事業	平成24年度		583,336
(変更)					
事項	項目	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
創業者支援資金損失補償		平成23年度から平成34年度まで	50,400	平成23年度から平成34年度まで	87,360
		平成23年度から平成39年度まで	3,156,360	平成23年度から平成39年度まで	950,411

(変更)	款	項	補正前		補正後	
			事業名	金額	事業名	金額
6	農林水産業費	農地費		1,609,725		6,842,983
				1,100,420		5,441,877
			県営畑地帯総合整備事業	247,000	県営畑地帯総合整備事業	2,198,476
			県営かんがい排水事業	844,840	県営かんがい排水事業	2,671,660
			農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	8,580	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	571,741
				509,305		1,401,106
			水産生産基盤整備事業	150,426	水産生産基盤整備事業	815,707
			水産環境整備事業	358,879	水産環境整備事業	585,399
				1,526,334		17,197,672
				638,000		14,683,736
2	道路橋りょう費	活力創出基盤整備総合交付金事業	550,000	活力創出基盤整備総合交付金事業	12,518,591	
		地域活力基盤創造交付金事業	30,000	地域活力基盤創造交付金事業	2,107,145	
4	港湾費		888,334		2,513,936	
		港湾改修事業	222,334	港湾改修事業	1,443,188	
		港湾環境整備事業	553,000	港湾環境整備事業	872,222	
		港湾海岸事業	113,000	港湾海岸事業	198,526	
11	災害復旧費		202,219		300,260	
		農林水産施設災害復旧費	202,219		300,260	
		漁港漁場災害復旧事業	202,219	漁港漁場災害復旧事業	300,260	
	合計		5,605,769		26,608,406	

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額 千円	補正額 千円			
沖繩ライフ・イノベーション 創出基盤強化事業	189,300	54,100	(借入方法) 証書借入又	年9%以内 (ただし、	償還期間は、据置 期間を含め30年以 内とする。
児童福祉施設等整備事業	92,100	△ 92,100	0 は証券発行 による。	利率見直し 方式で借り	償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。
一般公共事業	12,023,000	△ 180,000	11,843,000	266,700	発行価格が 額面金額を
沖繩 I T 知の集積促進事業	527,100	△ 260,400	177,100	945,700	下回るとき 利率の見直
社会体育施設整備事業	147,500	29,600	672,700	447,800	は、その発 行差額をう
県営住宅建設事業	962,200	△ 16,500	248,300	225,800	めるため必 要な金額を
県単道路整備事業	779,600	△ 106,900	2,400	370,200	これに加算 した金額と
県単河川等整備事業	448,600	△ 800	524,500	2,717,000	することができる。
県単離島空港整備事業	369,400	△ 121,100	412,800	11,100	(借入時期)
旭橋再開発事業	175,600	50,200	44,278,600	44,278,600	平成23年度、 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。
市街地再開発事業	132,100	△ 129,700			
新石垣空港建設事業	349,000	21,200			
交通安全施設整備事業	433,300	91,200			
高等学校施設整備事業	2,939,700	△ 222,700			
特別支援学校施設整備事業	565,500	△ 152,700			
行政改革推進債	600,000	△ 588,900			
臨時財政対策債	44,400,000	△ 121,400			
合計	66,445,800	△ 1,746,900	64,698,900		

平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から15,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ383,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款	金		千円	千円	千円
2	繰越金		361,448	△ 15,200	346,248
	1 繰越金		361,448	△ 15,200	346,248
	歳入合計		398,299	△ 15,200	383,099
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款	費		千円	千円	千円
1	農林水産業費		398,299	△ 15,200	383,099
	1 農業費		398,299	△ 15,200	383,099
	歳出合計		398,299	△ 15,200	383,099

平成23年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計  
補正予算（第1号）

平成23年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額から481,530千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,062,533千円とする。

**2** 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	繰越金		651,316		△56,832		594,484
		1 繰越金	651,316		△56,832		594,484
2	諸収入		892,747		△424,698		468,049
		1 貸付金元利収入	892,747		△424,698		467,684
歳入	合	計	1,544,063		△481,530		1,062,533
歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	商工費		651,316		△56,832		594,484
		1 商業費	651,316		△56,832		594,484
2	公債費		892,747		△424,698		468,049
		1 公債費	892,747		△424,698		468,049
歳出	合	計	1,544,063		△481,530		1,062,533

平成23年度沖繩県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度沖繩県中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	繰入金		75,236	△75,236	0
3	繰越金	1 一般会計繰入金	75,236	△75,236	0
		1 繰越金	0	75,236	75,236
	歳入	合計	500,347	0	500,347
歳出					
歳出		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	中小企業振興費		500,347	0	500,347
		1 中小企業振興費	500,347	0	500,347
	歳出	合計	500,347	0	500,347



平成23年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）

平成23年度沖縄県下地島空港特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に26,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ621,451千円とする。

**2** 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3	繰越金		61,642	5,229	66,871
5	国庫支出金	1 繰越金	61,642	5,229	66,871
		1 国庫負担金	0	20,916	20,916
	歳入	合計	595,306	26,145	621,451
歳出		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2	災害復旧費		0	26,145	26,145
		1 土木施設災害復旧費	0	26,145	26,145
	歳出	合計	595,306	26,145	621,451

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)		項	事業名	金額
款				千円
2	災害復旧費			26,145
		1	土木施設 災害復旧費	26,145
			下地島空港施設災害復旧事業	26,145
	合	計		26,145

平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)		項	事業名	金額 千円
1 土木費	1 都市計画費			347,677
				347,677
			水環境創造事業	28,084
			中城湾流域下水道建設事業	296,593
			下水道建設改良事業	18,000
	下水道事務事業	5,000		
合 計				347,677

(変更)		項	補正前 事業名	金額 千円	補正後 事業名	金額 千円
1 土木費	1 都市計画費			245,582		2,913,463
				245,582		2,913,463
			中部流域下水道建設事業	187,982	中部流域下水道建設事業	2,553,719
			中城湾南部流域下水道建設事業	57,600	中城湾南部流域下水道建設事業	359,744
合 計				245,582		2,913,463

平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業  
特別会計補正予算（第1号）

平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から32,561千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,720,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 款	項	補正前の額		補正額	計
		千円	千円		
2 財産収入		1,157,059	△758,214		398,845
	1 財産売却収入	1,146,921	△765,111		381,810
4 諸収入	2 財産運用収入	10,138	6,897		17,035
		3	58,315		58,318
6 繰入金	2 雑入	2	58,315		58,317
		0	667,338		667,338
	1 一般会計繰入金	0	667,338		667,338
歳入	合計	1,752,732	△32,561		1,720,171

歳出 款	項	補正前の額		補正額	計
		千円	千円		
2 公債費		1,707,832	△32,561		1,675,271
	1 公債費	1,707,832	△32,561		1,675,271
歳出	合計	1,752,732	△32,561		1,720,171

平成23年度沖縄県宜野湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度沖縄県宜野湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 緑越明許費補正

(追加)		項	事業名	金額
款				千円
1 土木費				10,605
		1 港湾費		10,605
	合		宜野湾港管理運営費	10,605
			計	10,605

平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計  
補正予算（第1号）

平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から582,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ621,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
4 県	債		831,500	△ 582,500		249,000	
		1 県	債	831,500	△ 582,500	249,000	
歳入	合	計	1,203,810	△ 582,500		621,310	
歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1 土	木	費	826,558	△ 582,500		244,058	
			1 港	費	826,558	△ 582,500	244,058
歳出	合	計	1,203,810	△ 582,500		621,310	

第2表 地方債補正

(変更)	起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
		補正前の額	補正額			
	中城湾港整備事業	千円 831,500	千円 △582,500	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要金額を直し後の利率に加算することができる。 (借入時期) 平成23年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金均等、元金均等などによる。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還上限を変更し、又は借り換えることができる。	据置期間は、据置期間を含め30年以上とする。
合計		831,500	△582,500			249,000

平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算  
(第1号)

平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)		項 目	事 業 名	金 額 千円
款	費			
1	土木費			42,190
		1 港 湾 費		42,190
			中城湾港マリン・タウン土地造成事業	42,190
	合 計			42,190



平成23年度沖繩県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成23年度沖繩県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から1,442,657千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72,185,627千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	繰入金		67,628,284		△1,442,657	66,185,627	
		1 一般会計繰入金	67,628,283		△1,442,657	66,185,626	
	歳入	合計	73,628,284		△1,442,657	72,185,627	
歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	公債費		73,628,283		△1,442,657	72,185,626	
		1 公債費	73,628,283		△1,442,657	72,185,626	
	歳出	合計	73,628,284		△1,442,657	72,185,627	



発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8